

原告の要請文(抜粋)

最高裁へは18名の要請文を提出しました。全員分は紹介できないので、今回初めて提出した原告13名の要請文(抜粋)を紹介します。

◆当時9歳だった私は原発事故により避難を余儀なくされ、なんの前触れも無く幸せな生活が一変してしまいました。事故から15年近く経った今でも日々夢に見ます。もしあの時事故が起きなければ、避難する必要がなければ、私は、私達は愛する家族を失わずに済んでいたでしょう。避難により本当に数え切れない程の事が変わり、約束された安定した暮らしが、幸せが失われました。失わずに済んだはずの尊い命と幸せの事を考えて正しいご判断をお願いいたします。

◆子供の健康被害を心配して、自主避難を続けてきました。どれだけ先のことになるかわかりませんが、地面に降り注いだ放射性物質が消えたとしても、福島第一原発が収束されたとしても、人生を変えられた人々の人生があつたこと、原発事故により亡くなられた人々がいたということ、原発事故により病気に苦しんだ人々がいたこと、その事実がある限り原発事故はなかったことに出来ないです。どうか私達一人一人の声に耳を傾けて頂き、「無かったことにしない判決」をお願い致します。

◆震災当時の家族構成は夫、私、子供二人、70歳の私の母親の5人家族でした。その後、私と子供二人は京都へ避難、私の母は秋田で一人避難生活、私達夫婦は離婚という最悪な事態になりました。次女は原発関連のせいで、中3から心の病にかかり、PTSDに今も苦しんでいます。あんな甚大な被害を受けたままで私達は納得がいきません。司法が国の過ちを示してほしい。勇気ある判決を望みます。

◆切尔ノブイリ原子力事故後に行われた東京サミットにおいて採択された声明文で、「原子力発電を行っているいずれの国も、自国の原子力施設の設計、製造、運転及び維持管理の安全性について全責任を負っている」とされています。つまり、『国家として責任を持つ』ことを意味しており、日本も同意していることから、『レベル7』の事故に国の責任がないという判断は間違っていると感じます。改めて最高裁判所で、国の事故責任について判断してもらいたく要請します。

◆2011年3月11日地震が起きなかつたら、原発事故が起きなかつたらどんなに良かったか、と思わない日はありません。いろいろな不安がありましたが、結果的に自主避難を選択しました。これが一番良い方法だったのかは、いまだにわかりません。避難指示が出た地域の方々のご苦労は耐え難いものだとは思いますが、自主避難を選択した私たちも失ったものの大きさは計り知れないと思います。

◆私が最高裁まで、結果を求める理由は、ただ一つ。同じ事が2度と起きないようにする為です。これから未来を生きる子供達には、このような経験を絶対させたくない、強く願います。原発事故後の福島県には、避難する権利が全員にありました。責任の追求を強く求め、安全に暮らす権利を脅かされる事のない判断をいただき、未来の子供達にバトンを託したいと、切に願っております。

◆2011年の震災時、私は2歳の娘を持つ妊婦でした。2人目の子は3ヶ月後に出産予定で、1月に出来たばかりの新築の家がようやく整い生活が出来る状況になったばかりでした。全く知り合いもいない場所での避難生活は孤独でとても過酷なものでした。主人も新築の家での一人での生活。子供達の成長も見ることが出来ませんでした。その後、新築の家を売り払い仕事を辞め主人も京都に越してくる決断をしましたが、5年近く経つ頃貯金も底をつき福島に戻ることとなりました。私達の突然奪われた日常と心身共に受けた大きく深い傷を認めてください。

◆国が原発を推進し、国が安全神話を作り、国が監督し、そして国が失敗した。だからこそ、国にこそ最も重い責任があります。どうか、この現実から目をそらさないでほしい。私たちの苦しみと怒りは、単なる「意見」ではありません。あの事故で人生を変えられた人々の叫びです。これ以上、被害を受けた人たちの気持ちを置き去りにしないでほしい。

◆原子力発電所については、国が政策として決め、国が法律を作り、国が許可を出し、国が監督し、国が規制して、国が主導して行ってきました。つまり指示決定を行った主体は国です。京都地方裁判所では国と東京電力双方の責任が認定されました。ところが次の段階である大阪高等裁判所では国の責任はないと覆されました。責任の所在を明らかにする事は、同様の事故を今後二度と繰り返さないことを目指すための第一歩です。

◆大阪高裁は避難相当性の期限を2011年12月までとしました。しかし福島市内で除染が開始されたのは2012年2月～完了2018年3月です。市民の間には空間放射線量への懸念が強く、少なくとも除染期間中は居住や外遊びの不安がぬぐえない状況でした。除染作業によって生活空間の安全化が図られた以上、その開始もされていない2011年12月を「避難の相当性」の基準とした大阪高裁の判断は意味を成しておらず誤りです。除染作業そのものを否定することになります。

◆医療被爆で18Gy、被ったSvの換算値は解らないが「放射線治療の為、けっこう照射したんだね」との主治医師のポロッと発言により、なるほど髪が抜けた訳だ。人体に影響を及ぼす、用途を違えば人を殺す、そんなエネルギーの扱いがお粗末過ぎやしないかと思う。下された判決が今これからを生きようとする人の意志を否定するものであってはいけないのでないか。時間が経ち過ぎて、気力も体力も疲弊して、もういいと言わせないでもらいたい。

◆福島原発事故は、地震や津波ではなく、国と東京電力による安全対策の懈怠が生んだ「人災」です。これにより、かけがえのない故郷の自然は破壊され、長期にわたり人が立ち入れない地域が生まれ、多くの家族が分断され、避難生活を余儀なくされるという、甚大な苦痛が今も続いている。自主避難は、人災によって余儀なくされた苦渋の決断です。国や東電に促された「帰還」は、「帰還できない苦しみ」と「戻ることへの不安」という究極の二択を強い、人生を翻弄しました。この選択を強いられたこと自体が、原発事故がなければ存在しなかった被害の一つです。

◆明治時代に「大津事件」が起きました。大審院長の児島惟謙は、ロシア皇太子を斬りつけた犯人を死刑にするよう政府から圧力を受けるながらも、法に基づき無期徒刑を言い渡し司法の独立を守りました。6・17最高裁判決から2ヶ月後、菅野博之裁判長は東電の代理人を務める大手法律事務所へ天下りし、東電、国、最高裁判所の利益相反関係が明らかになりました。6・17最高裁判決は八百長判決です。最高裁判所のホールに建つ正義、公平、公正の女神テーマはきっと嘆いていたにちがいありません。最高裁自身の手で不正義が行われた6・17判決を正し、司法の独立、三権分立が機能していることを示してください。